

一般競争入札説明書

この一般競争入札説明書は、京都府公立大学法人が発注する契約に関し、一般競争入札者に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

1 調達内容

- (1) 調達の名称及び数量
京都府立医科大学附属北部医療センターにおける電力需給契約（高圧）一式
- (2) 調達の時期
平成30年4月1日0時から平成31年3月31日24時まで
- (3) 調達場所
京都府立医科大学附属北部医療センター（京都府与謝郡与謝野町字男山481）
- (4) 調達の特質等
仕様書のとおり

2 入札説明書及び一般競争入札参加資格審査申請書の交付等

- (1) 交付期間
平成30年1月19日（金）から平成30年2月8日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 交付場所
京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学事務局経理課（大学本部棟1階）
- (3) 交付費用 無償

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、競争入札参加資格確認においてその資格があると認められた者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (3) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (4) 申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること
- (6) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること
- (7) 適正な電力供給のための体制が確立され、供給約款等が整備されている者であること
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほ

- か、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しない者
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4 一般競争入札参加資格審査の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 添付書類

(ア) 登記事項証明書及び定款（写し可）

(イ) 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

(ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書

(エ) 営業経歴書及び営業実績調書

(オ) 取引使用印鑑届（別紙様式）

(カ) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

(キ) 電力供給約款等

(ク) 上記3（5）～（7）に該当しないことを証する書類

・ 所管行政庁に係る許可書、届出書の写し

・ 十分な電源を確保していることを証する書類（発電所一覧、契約実績等）

・ 適正な電力供給のための体制がわかるもの（供給約款等）

(ケ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(コ) 宣誓書（別紙様式）

(サ) 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの）

(シ) 一般競争入札参加資格審査申請書類調書

(2) 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出期間及び提出場所

平成30年1月19日（金）から平成30年2月8日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

ア 2の場所へ提出すること。

- イ 郵送する場合は書留郵便とすること。
- (3) 一般競争入札参加資格審査結果通知
書類の受領後、一般競争入札参加資格の審査を行い、その結果は平成30年2月14日(水)までに、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。
なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。
- (4) 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、理事長に対し、書面により、一般競争入札参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。
なお、書面は平成30年2月15日(木)までに、2の場所へ提出しなければならない。
イ 理事長は、アによる説明を求められたときは、平成30年2月19日(月)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) 一般競争入札参加資格審査結果の取り消し
理事長は、競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号の一に該当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。
ア 一般競争入札参加資格があると認められた者が、入札日時までに、3に規定する入札参加者の資格を喪失したとき
イ アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき
ウ その他理事長が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき

5 配布資料等に関する質問回答

- (1) 質問については、質疑書(別記様式)に要点を簡潔かつ明確に記載し、平成30年2月8日(木)までに、持参又はファクシミリ(FAX 075-251-5205)で2の場所へ提出すること。なお、期限を超えて提出された質疑書は一切受け付けない。
- (2) 回答については、平成30年2月13日(火)までにファクシミリにより行う。

6 郵送による入札書の提出期限及び取り扱い

- (1) 入札書を郵送する場合は、2の場所に書留で平成30年2月19日(月)午後5時までに必着のこと。
入札説明書に表示した時刻を過ぎて到着した入札書は、無効とする。この場合の到着とは、京都府立医科大学において郵便局職員から当該郵便物を大学法人職員が受領したときをいう。
- (2) 郵便入札の方法による入札書の郵送・收受その他入札に付するまでの取扱いは、次によるものとする。
ア 入札書は、次により郵送するものとする。
(ア) 入札書は、一葉ごとに所定の入札用封筒に入れ封印する。
(イ) 入札用封筒を更に郵送用封筒に封入し、書留により郵送する。
イ 入札書は、その到着後取り替え、変更及び取り消しは認めないものとする。

7 入札執行の日時、場所

(1) 日 時

平成30年2月20日(火) 午前10時

(2) 場 所

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学 大学本部棟1階 会議室

8 入札方法

(1) 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(2) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの単価を設定することを条件とする。

(3) 落札の決定は、上記(2)による単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めたものとする。

(4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額の合計金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、原則として2回とする。ただし、再度入札において入札参加者の棄権又は入札の無効若しくは失格により再度入札に参加できる者が1名となったときは、これを行わない。

ア なお、郵便により入札した者は、再度入札には参加できないものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、当日の出席者により再度入札を行うことができるものとする。

イ 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格(価格のみ)を発表するものとする。

ウ 再度入札を行う場合においては、次の事項によるものとする。

(ア) 次に該当する者は、再度入札することはできない。

- a 無効の入札をした者
- b 当初の入札に出席していない者

(イ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

(ウ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはならない。

エ 再度入札をしても落札者がいないときは、再度入札後の入札は行わないものとする。ただし、再度入札後の入札をしても公正な競争入札の成立が期待できるときは、この限りではない。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ 前アの結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退しくじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札条件に違反した者のした入札

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

12 契約書の締結

(1) 契約書は、京都府公立大学法人がこの一般競争入札説明書と共に提示する契約書案に基づき、2通を作成し、締結の証とするため京都府公立大学法人及び落札者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(2) 契約書案第2条第2号契約金額については、落札価格の範囲内で落札者の料金体系の区分により設定できるものとする。

(3) 契約書案の基本に抵触しない細則については落札者と協議のうえ決定できるものとする。

13 入札金額の積算

積算に当たっては以下の単価を基本とし、仕様書に示す電力使用計画に基づき入札者の積算式により算出するものとする。また、積算に当たり用いた単価及び算出式については落札決定後も適用する。

(1) 基本料金(円/kw)

(2) 電力量料金(円/kwh)

- (3) 燃料費調整額は平成30年2月分公表単価「+0.08円/kWh」で積算する。
- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は平成29年度分公表単価「2.64円/kWh」で積算する。
- (5) 対象容量に適用されるアンシラリーサービス料金(円/kw)
アンシラリーサービスは、京都府を供給区域とする一般電気事業者の「発電設備系統連系サービス要綱（平成28年4月1日実施）」によるものとする。
- (6) その他の特約等独自係数は各社の供給約款等若しくは積算式による。

14 契約保証金

落札者は、落札金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、以下の場合には免除する。

- (1) 過去2年間に国又は地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものである場合であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (2) その他契約当事者が必要ないと認めるとき

15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金は免除とする。
- (3) 本公告に関する問い合わせ先 2の場所に同じ。